

公益財団法人宇都市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宇都市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）定款第3条の目的達成に貢献した者及び団体の表彰について定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 感謝状

(スポーツ功労賞)

第3条 スポーツ功労賞は、次の各号の一つに該当すると認められる者及び団体に贈与する。

- (1) スポ協の役員として10年以上尽力し、功労のあった者
- (2) スポ協加盟団体の役員（会長・副会長・常任理事・理事）として15年以上尽力し、功労のあった者
- (3) 前各号のほか、スポ協及び加盟団体の発展に特に顕著な功労のあった者及び団体

(優秀選手賞)

第4条 優秀選手賞は、次の各号の一つに該当すると認められる者に贈与する。

- (1) 県記録以上の新記録を樹立した者
- (2) 国際大会に出場した者
- (3) 全国大会及びそれに準ずる大会に出場し、優秀な成績を収めた者

(感謝状)

第5条 スポ協の発展に貢献した者及び団体（第3条第3号該当者を除く。）に対し、感謝状を贈ることができる。

(推薦)

第6条 スポ協及び加盟団体は、表彰該当者を別に定める様式により、理事長に推薦するものとする。

第7条 受賞者は、前条の規程により推薦された者について、理事会において選考し、理事長が決定する。

2 理事会は、必要に応じ参考人として推薦者を出席させ、意見を徵することができる。

(表彰)

第8条 表彰は、原則として表彰状及び記念品等を授与して行う。

(表彰の取り消し)

第9条 表彰を受けた者で信用を失墜する行為があったときは、表彰を取り消すことがある。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年2月28日から施行する。
- 3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。